

## 行政指導に対する衛生管理体制等の取組みについて

本年 1 月、浜松市内の小学校で発生した食中毒事故に関しまして、3 月 14 日、県知事から県公益認定等審議会の勧告に基づく「公益法人運営に関する措置」について行政指導を受けたことに伴い、本日、県知事あて改善策等の報告書を提出いたしましたのでお知らせします。

### **1. 食品衛生に関する専門家の役職員への登用、食品衛生に関する専門家による事業活動の定期的な検証等、食品衛生に関する取組みを実行できる組織体制を内部に構築すること**

#### **(1) 食品衛生に関する専門家の役職員への登用**

食品衛生に関する専門家の役員への登用については、6 月 25 日付で(一社)静岡県食品衛生協会役員が監事として、7 月 22 日付で静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課職員が理事として就任しました。就任した役員には、特に食品衛生に関して実施している事業内容について指導を受けます。

又、食品衛生に関する専門家の職員への登用については、5 月 1 日付で食品衛生監視員経験者(保健所の退職者)1 名を専門職員として採用し、委託工場巡回指導等の充実を図っていきます。

#### **(2) 食品衛生に関する専門家による事業活動の定期的な検証等**

学校給食用物資の安全確保に関する事業として実施している食品衛生管理講習会、委託工場巡回指導、食品検査の依頼等については、食品衛生に関する専門家の役職員により、実施内容の確認や今後の対応方法等検証を行っていきます。

#### **(3) 食品衛生に関する取組みを実行できる組織体制を内部に構築**

学校給食用物資の安全確保を更に高めていくため、本法人の組織体制の強化を図り、5 月 1 日付で物資課内に衛生管理係(兼務を含む 3 名)を新たに設置し、専門職員の下で衛生管理体制の充実を図っていきます。

### **2. 本法人が学校給食の主食であるパン等の原材料を提供し、パン等の製造等を委託する工場を選定する際に実施する工場の実地調査の調査員に、食品衛生に関する専門家の登用を検討すること**

5 月 1 日付で採用した専門職員を委託工場の指定に係る実地調査の調査員に加え、申請工場の施設設備や衛生管理体制等の確認・指導を行っていきます。

### 3. 更なる情報発信

既に、報道機関を通して食中毒事故の再発を防止するための今後の取組み等について公表しましたが、これからも食育に関する各種イベント等へ積極的に参加し、県民の皆様には本法人の事業活動を理解していただく他、報道機関やホームページによる更なる情報発信に努めます。

又、7月31日付で法人運営に関する第三者委員会の設置要領を定めました。本法人の外部組織として、有識者による法人運営に関する第三者委員会において、公益法人としてのあり方や将来の方向性、事業活動の公益性や適正性を伺うなど、本法人の運営に関する検討を行う予定です。

今後も様々な機会をとらえて、広く県民の皆様方に本法人の事業活動の取組みについてご理解いただけるように、公益法人としての説明責任を果たしていきます。

### 4. その他(衛生管理体制の充実等)

#### (1) 理事長の交代

6月1日より(株)宝福が米飯供給を再開し、浜松市における学校給食の正常化を見届け、廣田隆行理事長は6月25日付で退任しました。

#### (2) 第三者機関による委託工場の衛生管理指導

委託工場の衛生管理指導については、本法人の専門職員が巡回指導を実施しますが、第三者機関(静岡県食品衛生コンサルタント協会)にも工場指導の協力を依頼し、委託工場に対する衛生管理指導の充実を図っていきます。

#### (3) ATP 拭き取り検査機器及び手洗いチェッカーの活用

委託工場巡回指導時に、ATP 拭き取り検査機器(食品残渣等による汚れを数値化)を活用して手指や器具類の清浄度を確認し、手洗い方法や器具類の清掃方法の改善を促していきます。

又、全委託工場に無償配布した手洗いチェッカー(手洗いの洗い残しを視覚的に示す)を工場の衛生教育に活用させ、手洗い方法や衛生意識の向上を促していきます。

#### (4) 静岡県ミニ HACCP の推奨

委託工場における自主衛生管理の促進を図るため、静岡県ミニ HACCP(ハサップ)の取得に関して関係団体と連携し、承認モデル工場の設置等導入を目指した調査研究を行っていきます。